

業務に関する資格及び許認可等調書

■ 申請者

商号又は名称	(フリガナ)

■以下の申請する業務に☑をつけ、業務に関する資格・許認可を確認してください。提出書類がある場合は☑をつけ、書類を添付してください。

また、業務に関する資格については、有資格者の人数を記載してください。(記載がない場合は0とみなします。)

業務の番号	業務名	申請する業務に☑	提出書類に☑		業務に関する資格・許認可 及び 提出書類	有資格者数(人)	
			必須	あれば提出		会社全体	うち県内
1	清掃業務	☐	/	☐	建築物清掃業登録の登録証の写し		
				☐	建築物環境衛生総合管理業登録の登録証の写し		
2	機械警備業務	☐	☐	/	警備業法第3条にかかる公安委員会の認定証の写し		
3	警備員警備業務	☐	☐	/	警備業法第3条にかかる公安委員会の認定証の写し		
4	貯水槽清掃業務	☐	/	☐	建築物飲料水貯水槽清掃業登録の登録証の写し		
5	害虫等防除業務	☐	/	☐	建築物ねずみ昆虫等防除業登録の登録証の写し		
6	浄化槽保守点検業務	☐	/	☐	島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し 又は 松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し		
				/	浄化槽管理士		
7	浄化槽清掃業務	☐	☐	/	「浄化槽法第35条第1項」に基づく浄化槽清掃の市町村長の許可の写し (許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全て提出)		
					「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条」による市町村長の許可証(浄化槽汚泥)の写し(許可を受けている県内の市町村(旧市町村)分全て提出)。		
8	一般廃棄物の収集運搬	☐	☐	/	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項による市町村長の許可証の写し (許可を受けている県内の市町村分全て提出)		
	一般廃棄物の処分	☐	☐	/	同法律第7条第6項による市町村長の許可の写し (許可を受けている県内の市町村分全て提出)		
	産業廃棄物の収集運搬	☐	☐	/	同法第14条第1項による都道府県知事の許可証の写し ※島根県以外の許可の場合はこちらを記載【許可都道府県名: _____】		
	産業廃棄物の処分	☐	☐	/	同法第14条第6項による都道府県知事の許可の写し ※島根県以外の許可の場合はこちらを記載【許可都道府県名: _____】		
	特別管理産業廃棄物の収集運搬	☐	☐	/	同法第14条の4による都道府県知事の許可証の写し ※島根県以外の許可の場合はこちらを記載【許可都道府県名: _____】		
	特別管理産業廃棄物の処分	☐	☐	/	同法第14条の4第6項による都道府県知事の許可の写し ※島根県以外の許可の場合はこちらを記載【許可都道府県名: _____】		
9	空調機器保守点検業務	☐	/	/			

業務の番号	業務名	申請する業務に☑	提出書類に☑		業務に関する許認可・資格 及び 提出書類	有資格者数(人)		
			必須	あれば提出		会社全体	うち県内	
10	昇降機保守点検業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		① 昇降機検査資格者登載証の写し及び ② 当該資格者を雇用していることを証する書類の写し ※【①②共に必須】提出書類はそれぞれ3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。	昇降機検査資格者		
11	消防用設備点検業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		① 消防設備士免状の写し(両面)又は ② 総務省令で定める資格の写し及び ③ 当該資格者を雇用していることを証する書類の写し ※【①②はどちらか、③は必須】提出書類は、甲・乙は共通として、各類、各種ごとに3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。	特類消防設備士(甲・乙共通)		
						第1類消防設備士(甲・乙共通)		
						第2類消防設備士(甲・乙共通)		
						第3類消防設備士(甲・乙共通)		
						第4類消防設備士(甲・乙共通)		
						第5類消防設備士(甲・乙共通)		
						第6類消防設備士(甲・乙共通)		
						第7類消防設備士(甲・乙共通)		
						特種消防設備点検資格者		
						第1種消防設備点検資格者		
第2種消防設備点検資格者								
12	オイルタンク清掃点検業務	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	地下タンク等定期点検事業者認定証の写し 定期点検技術者講習修了者			
13	電気設備保守点検業務	<input type="checkbox"/>			電気主任技術者 第1種電気工事士 第2種電気工事士 自家発電設備専門技術者			
14	電話交換設備保守点検業務	<input type="checkbox"/>			工事担任者資格者 ※種別に関わらず資格所有者の総数を記載してください。			
15	ボイラー保守点検業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		① ボイラー整備士免許証の写し(両面)及び ② 当該資格者を雇用していることを証する書類の写し ※【①②共に必須】提出書類はそれぞれ3名までは全員、3名を超える場合は3名分を提出。	ボイラー整備士		
16	電気供給業務	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		電気事業法第2条の2に定められる電気事業登録を受けていることを証明する書類の写し			
備考欄								

※ 記載にあたっては「審査の手引き(個別編)」の4, 6~8ページをよく読み、業務ごとの必須資格の詳細を確認してください。

※ 提出する許認可等の写しについては必ず申請日以降の有効期間であること。ただし、更新中のときはその旨を備考欄に記載し、後日提出してください。

※ 「当該資格者を雇用していることを証する書類の写し」については、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者証の写し等のほか、任意様式の雇用証明書(押印必須)の提出も可能です。(証明書の写しを提出する場合は、資格者氏名、資格の種類及び雇用者以外の個人情報(マスキング)して提出してください。)

※ 資格申請システムの「登録を受けている事業」欄の入力内容も併せてご確認ください。

記入上の注意事項